

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 月 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 大阪府大阪市中央区船越町2-4-12

氏名 株式会社NIPPO 関西支店  
執行役員 支店長 松本 勝也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6942-6125

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社NIPPO兵庫県内（神戸市・尼崎市・西宮市・姫路市・明石市を除く地域）元請工事
事業場の所在地	兵庫県内（神戸市・尼崎市・西宮市・姫路市・明石市を除く地域）
計画期間	令和 2年4月1日から令和 3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	<b>別紙 1, 2 のとおり</b>		
①現状	<b>【前年度（平成 30 年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

**別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>	<b>別紙1, 2のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和元年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

姫路市

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0200汚泥	3.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.50	5.00	0.00	0.00	5.50	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0300廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0400廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0500廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0600廃プラスチック類	0.82	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.95	5.00	0.00	0.00	5.95	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0700紙くず	0.15	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0800木くず	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.10	10.00	0.00	0.00	12.10	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0900繊維くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12	0.00	0.00	0.00	0.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1000動植物性残渣	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1100ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1200金属くず	0.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.78	5.00	0.00	0.00	6.78	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.70	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1400鋳さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1500がれき類(その他がれき類)	13.36	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.36	10.00	0.00	0.00	13.36	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1501がれき類(コンクリート塊)	1074.00	200.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1074.00	200.00	0.00	0.00	1074.00	200.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1502がれき類(アスコン塊)	1695.10	1100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	48.00	100.00	0.00	0.00	1647.10	1000.00	0.00	0.00	1647.10	1000.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1600動物のふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1700動物の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1800ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2010建設系混合廃棄物(安定型)	1.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.50	1.00	0.00	0.00	1.50	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2020建設系混合廃棄物(管理型)	6.94	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.94	2.00	0.00	0.00	6.94	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2410建設系混合廃棄物(石綿含有)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2440石綿含有がれき類	1.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	2799.55	1321.00	0.00	0.00	0.00	0.00	48.00	100.00	0.00	0.00	2774.83	1238.00	0.00	0.00	2773.35	1238.00	0.00	0.00	0.00	0.00

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	D 06 総合工事業
②事業の規模	元請工事完成工事高 169,400万円 (令和 元年度実績)
③従業員数	2,068人 (全社員)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙4 産業廃棄物処理の工程を参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙3を参照)

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ○工事による産業廃棄物の発生の抑制は、排出量を抑制した設計の推進を図っている。 ○設計・計画以上の産業廃棄物の発生を極力抑制している。 ○工場では生産工程の改善・合理化等により、産業廃棄物の発生の抑制を実施している。
②計画	(今後実施する予定の取組) ○上記の取組みを維持し、さらに強化する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物を工事の規模、工期等の条件に合わせて可能な限り分別を実施した
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続し、特に建設系混合廃棄物の発生時の分別を、可能な限り実施していく



5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 中間処理として破碎し、RC材、再生アスファルト合材に添加し利用している
②計画	(今後実施する予定の取組) RC材及び再生アスファルト合材への添加割合を増やせるよう、設備等改善していく。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 出来る限り再生利用(リサイクル)業者を選定するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務の法令を遵守した上で、処理を委託。
②計画	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認する。

(別紙3)

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程

- 汚泥  
処理業者(脱水)へ委託(再資源化)
- 廃油  
処理業者(分離)へ委託(再資源化)
- 廃プラスチック  
処理業者(破碎・圧縮・溶融)へ委託(再資源化)
- 紙くず  
処理業者(選別・破碎)へ委託(再資源化)
- 木くず  
処理業者(選別・破碎)へ委託(再資源化)
- 金属くず  
処理業者(破碎・圧縮・選別)へ委託(再資源化)
- がれき類  
自社中間処理(破碎)を主として一部処理業者(破碎)へ委託(再資源化)
- 建設系混合廃棄物(安定型・管理型)  
処理業者(選別・破碎)へ委託(再資源化)

○管理体制図

